

秋田市告示第147号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

秋田市長 沼谷 純

指定緊急避難場所

名称	大森山老人と子どもの家
所在地	秋田市浜田字出小屋333番地1
対象	洪水
収容人数	250人